

路外駐車場等の設置及び届出の手引

令和4年4月

尼崎市 開発指導課

目次

第1章 駐車場法	4
1 駐車場法に基づく路外駐車場設置(変更)の届出	4
(1) 路外駐車場とは	4
(2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場	4
(3) 路外駐車場設置(変更)の届出	4
2 法に基づく路外駐車場設置(変更)の届出関係	5
(1) 設置の届出	5
(2) 管理規程の届出	6
(3) 休止等の届出	6
(4) 設置及び管理規程届出事項の変更	7
3 供用時間等の明示	7
4 路外駐車場の構造及び設備の基準	8
(1) 自動車の出入口を設けることができない道路等の部分	8
(2) 自動車の出入口の構造に関する基準	9
(3) 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所	11
(4) 車路の基準	11
(5) 建築物である場合の高さ等の基準	12
5 駐車区画	12
第2章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	13
1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場設置(変更)の届出	13
(1) 特定路外駐車場とは	13
(2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場	13
(3) 特定路外駐車場設置(変更)の届出	13
2 バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場設置(変更)の届出関係	13
(1) 設置の届出	13
(2) 設置の届出事項の変更	13
3 特定路外駐車場の構造及び設備基準	13
(1) 車いす使用者用駐車施設	13
(2) 車いす使用者用駐車施設からの経路	14
(3) 特殊の装置	14
第3章 福祉のまちづくり条例	15
1 福祉のまちづくり条例に基づく路外駐車場等建築等(変更)の届出	15
(1) 路外駐車場等とは	15
(2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場	15

(3) 路外駐車場等建築等(変更)の届出.....	15
2 県条例に基づく路外駐車場等建築等(変更)の届出関係.....	15
(1) 設置の届出.....	15
(2) 設置の届出事項の変更.....	15
3 路外駐車場等建築等の構造及び設備基準.....	15
(1) 駐車場の外部出入口等までの経路.....	15
(2) 駐車場等の構造及び設備基準.....	16
4 工事完了届.....	16
(1) 工事完了の届出.....	16
駐車場法 抜粋.....	17
駐車場法施行令 抜粋.....	19
駐車場法施行規則 抜粋.....	23
道路交通法 抜粋.....	24
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 抜粋.....	25
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則 抜粋.....	26
移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 抜粋....	27
福祉のまちづくり条例 抜粋.....	29
福祉のまちづくり条例施行規則 抜粋.....	31
福祉のまちづくり条例施行規則別表 抜粋.....	33

第1章 駐車場法

1 駐車場法に基づく路外駐車場設置(変更)の届出

(1) 路外駐車場とは

道路上以外に設置される自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む。以下同じ。)の駐車場で、不特定多数の人が利用できる一般公共用の駐車場をいいます。(駐車場法(以下「法」という。)第2条)

したがって、商業施設や病院などの無料駐車場も該当します。ただし、次のような駐車場は、利用者が限定あるいは特定されている駐車場ですので、一般公共用の駐車場ではありません。

- 番号やプレート等で契約者の駐車スペースを固定した定期(月極)契約のみを扱う駐車場
- 建築物に附置され、その建築物の関係者などの特定の人以外は利用できない駐車場

(2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場

駐車スペース(駐車マス)の面積の合計が500㎡以上の路外駐車場を設置する場合は、駐車場法施行令その他の法令に定める構造、設備の技術的基準に適合しなければなりません。(法第11条)

駐車スペース(駐車マス)の面積の合計とは、自動車を駐車し、格納する部分の面積の合計であり、車路や自動車用エレベーター等の部分は除外しますが、構造上車路と駐車スペースの区分が判然としない場合は合算します。

特殊装置(エレベーター式等の機械式)を用いる駐車場は、各パレット(台車)の面積に台数を掛けた面積としますが、算定しにくい場合は、普通自動車(大型車)用15㎡、小型自動車(中小型車)用12㎡とみなして算定します。

(3) 路外駐車場設置(変更)の届出

次の3条件の全てにあてはまる駐車場を設置する場合、または、既設の駐車場を変更した結果、3条件の全てにあてはまることとなる場合は、法に基づき設置の届出が必要です。また、既に届け出てある事項を変更するときも同様です。(法第12条)

「設置」とは、新設だけでなく、既存の特定の者のみの利用に供していた駐車場を、広く一般の者の利用に供する場合も含まれます。

届出が必要【3条件】

- ① 一般公共の誰でも駐車できる路外駐車場である。
- ② 駐車マスの面積の合計が500㎡以上である。
- ③ 利用者から駐車料金を徴収する。

(注意) 3条件のうち①及び②の該当にとどまる場合は、届出の必要はありませんが、駐車場法で規定された「技術的基準」(路外駐車場の構造及び設備の基準)を守らなければなりません。

2 法に基づく路外駐車場設置（変更）の届出関係

(1) 設置の届出

届け出が必要な路外駐車場を設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、市長に届け出なければなりません。（法第12条）

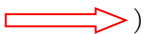
① 届出時期

路外駐車場の新設又は既存駐車場から用途変更の場合は、建設又は用途変更の工事の着手前に届け出てください。

② 届出書類

届出部数 正1部、副1部

③ 届出に必要な書類

	必要図書	建築物の場合	建築物でない場合
1	路外駐車場設置（変更）届出書（第1号様式）	○	○
2	委任状（路外駐車場管理者等以外が届出する場合。以下全章同じ）	○	○
3	技術的基準チェックリスト（第8号様式）	○	○
4	付近見取図（1/10000以上）〔省令第1条第1号〕	○	○
5	平面図（出入口のある階）（1/200以上）〔省令第1条第2号〕 ① 駐車場の区域〔省令第1条第2号イ〕 駐車場の区域を赤実線で表記する。 ② 出入口及び車路〔省令第1条第2号ロ〕 ア 車路動線を赤色矢印で記入する。 （例： ) イ 車路幅員を赤字で記入する。ただし、各階の車路幅員が同一の場合は各階1箇所に記入する。 ウ 特殊駐車装置の場合は前面空地の幅員、奥行を記入する。 ③ 周辺の道路及びバス停、横断歩道、交差点等その他法施行令第7条第1項に定められているものを表記する。〔省令第1条第2号ハ〕 ④ 場内の設備（事務所、料金徴収所、照明等）について、各階別に記入する。 ⑤ 駐車の用に供する部分 ア 一般公共の用に供する駐車区域（青実線）及び寸法を記入する。 イ それ以外の部分（例：月極駐車場等）の駐車区域（緑実線）及び寸法を記入する。 ウ 上記ア及びイの駐車区域にそれぞれ一連番号を記入する。 ⑥ 上記①及び⑤の求積図	○	○
6	平面図（各階）（1/200以上）〔省令第1条第3号〕 必要記載事項は【3平面図（出入口のある階）】と同じ	○	/
7	立面図（2面以上）（1/200以上）〔省令第1条第3号〕	○	
8	断面図（2面以上）（1/200以上）〔省令第1条第3号〕	○	
9	屈曲部（半径）、傾斜部（勾配）の詳細図（1/200以上）	○	
10	大臣認定書の写し、仕様書及び構造図（機械式駐車場の場合）	○	

(2) 管理規程の届出

① 管理規程の届出

届け出が必要な路外駐車場を開設するときは、業務の運営の基本となる管理規程を定め、供用開始後10日以内に届け出なければなりません。(法第13条第1項)

② 管理規程に定めるべき事項(法第13条第2項)

ア 路外駐車場の名称

イ 路外駐車場管理者の氏名及び住所

(7) 個人：氏名及び住所

(4) 法人：法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

ウ 路外駐車場管理者の供用時間に関する事項

(7) 休業日

(4) 一日における供用時間の開始及び終了の時刻

エ 駐車料金に関する事項

(7) 確定額で定める。

(4) 駐車料金の基準は、次の全ての要件を満たすものであること。

a 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。

b 自動車を駐車させる者に対し、不当な差別的取扱となる額でないこと。

c 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

オ 路外駐車場の供用契約に関する事項

駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むこと。

カ 国土交通省令で定める事項

(7) 路外駐車場の構造上、駐車することができない自動車

(4) 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

③ 届出書類

届出部数 正1部、副1部

④ 届出に必要な書類

必要書類	
1	路外駐車場管理規程届出書 (第6号様式)
2	管理規程

(3) 休止等の届出

① 休止等の届出

駐車場を休止、再開、廃止したときは、10日以内に届け出なければなりません。(法第14条)

② 届出書類

届出部数 正1部、副1部

③ 届出に必要な書類一覧

休止等の内容	必要書類	添付図書
駐車場の休止	路外駐車場休止届出書(第3号様式)	一部休止の場合は平面図
駐車場の再開	路外駐車場再開届出書(第4号様式)	一部再開の場合は平面図
駐車場の廃止	路外駐車場廃止届出書(第5号様式)	一部廃止の場合は平面図

(4) 設置及び管理規程届出事項の変更

① 路外駐車場の変更

既に届け出てある事項を変更するときは、あらかじめ届け出なければなりません。(法第12条第1項)

② 管理規程の変更

既に届け出てある事項を変更したときは、10日以内に届け出なければなりません。(法第13条第4項)

③ 届出書類

届出部数 正1部、副1部

④ 届出に必要な書類一覧

変更等の内容	必要書類	添付図書
駐車場の位置の変更 (町名地番変更の場合)	路外駐車場設置(変更)届出書 (第1号様式)	(変更部分は朱記すること)
規模・構造・設備の変更		変更事項に係る図面及び指示されたもの
従業員の数の変更		(変更部分は朱記すること)
管理者の変更 (名称変更を含む)	路外駐車場管理規程変更届出書 (第7号様式) (変更前は黒字、変更後は赤字で記入)	管理規程
管理者の住所等の変更		
駐車場の名称の変更		
法人管理者の代表者の変更及び代表者の住所変更		
附帯業務の変更		
駐車料金の変更		
供用時間・供用契約・省令で定められた事項の変更		管理規程 (定期(月極)契約の場合は契約書)

3 供用時間等の明示

管理者は、駐車場を利用する者の見やすい場所に、駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければなりません。(法施行令第17条)

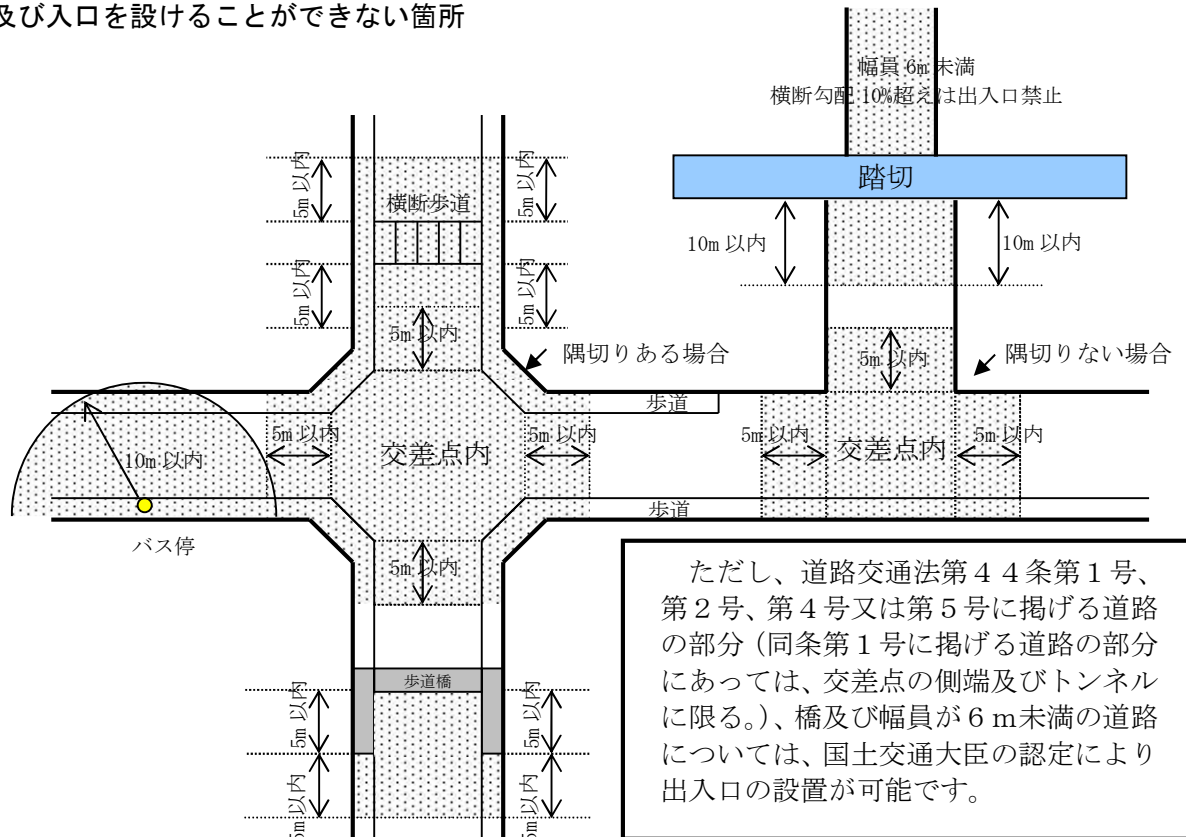
4 路外駐車場の構造及び設備の基準

(1) 自動車の出入口を設けることができない道路等の部分（法施行令第7条第1項第1号）

- 道路交通法第44条各号に掲げる道路（歩道がある場合は歩道を含む。）の部分（図例1参照）
 - ・交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
 - ・交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分
 - ・横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
 - ・安全地帯の左側部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後10m以内の部分
 - ・乗合自動車の停留所等を表示する標示柱又は表示板の位置から10m以内の部分
 - ・踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
- 横断歩道橋（地下横断歩道橋を含む）の昇降口から5m以内の道路の部分（図例1参照）
- 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分（図例2参照）なお、当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。（図例3参照）
- 橋、幅員6m未満の道路又は縦断勾配が10%を超える道路

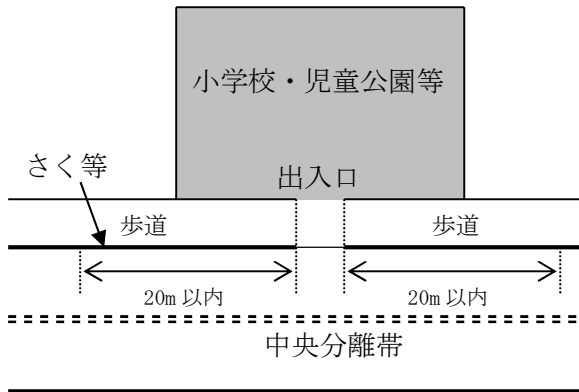
図例1

出口及び入口を設けることができない箇所



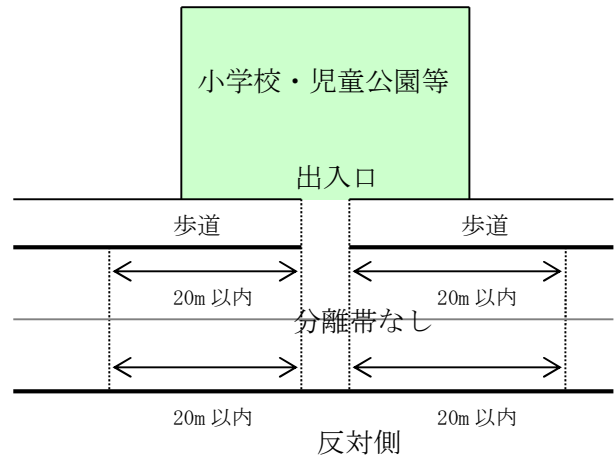
図例 2

出口及び入口を設けることができない箇所



図例 3

出口及び入口を設けることができない箇所

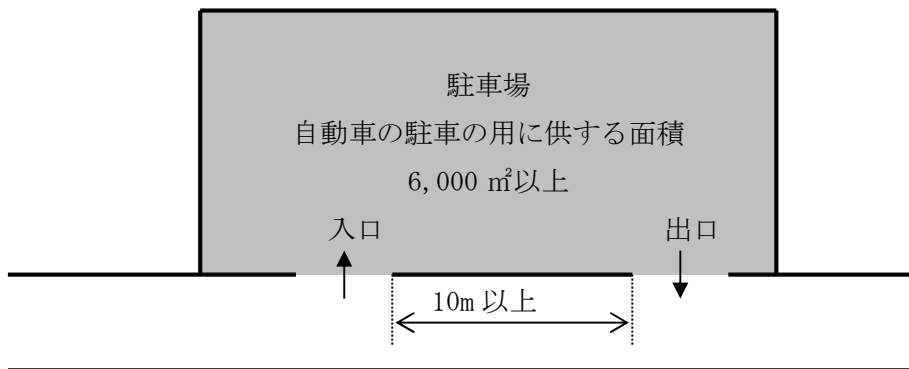


(2) 自動車の出入口の構造に関する基準 (法施行令第7条第1項第2号～第5号)

- 前面道路が2以上ある場合は、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときなど特別の理由があるときを除き、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。
- 自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000 m²以上の路外駐車場の場合は、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上とすること。ただし、自動車の出口及び入口を設ける道路が、中央分離帯等によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口の間隔を10m未満とすることができる。(図例4参照)

図例 4

出入口の分離と間隔

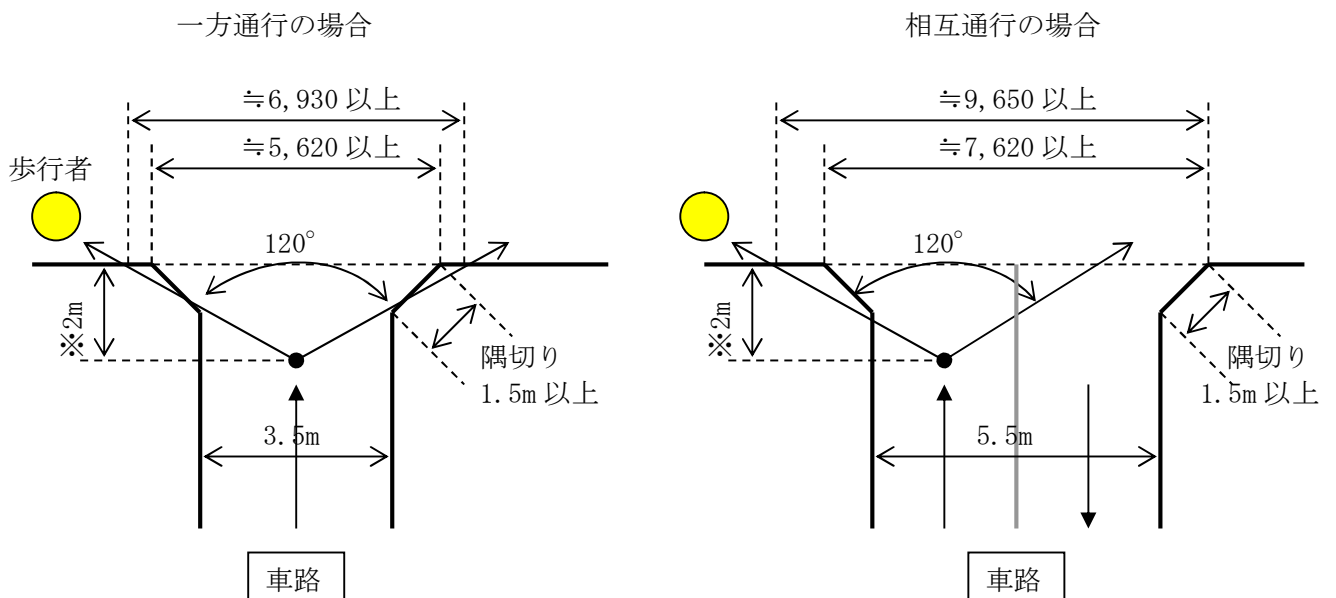


※ 自動車の出入口が設置されている道路が中央分離帯等によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を10m未満とすることも可能です。

- 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りを1.5m以上とすること。
 - 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、2m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。
- 自動二輪車専用駐車場にあっては、当該出口から1.3m後退した自動車車路の中心線上1.4mの高さから同様に、当該道路を通行する人を確認できるようにしなければなりません。
(図例5参照)

図例5

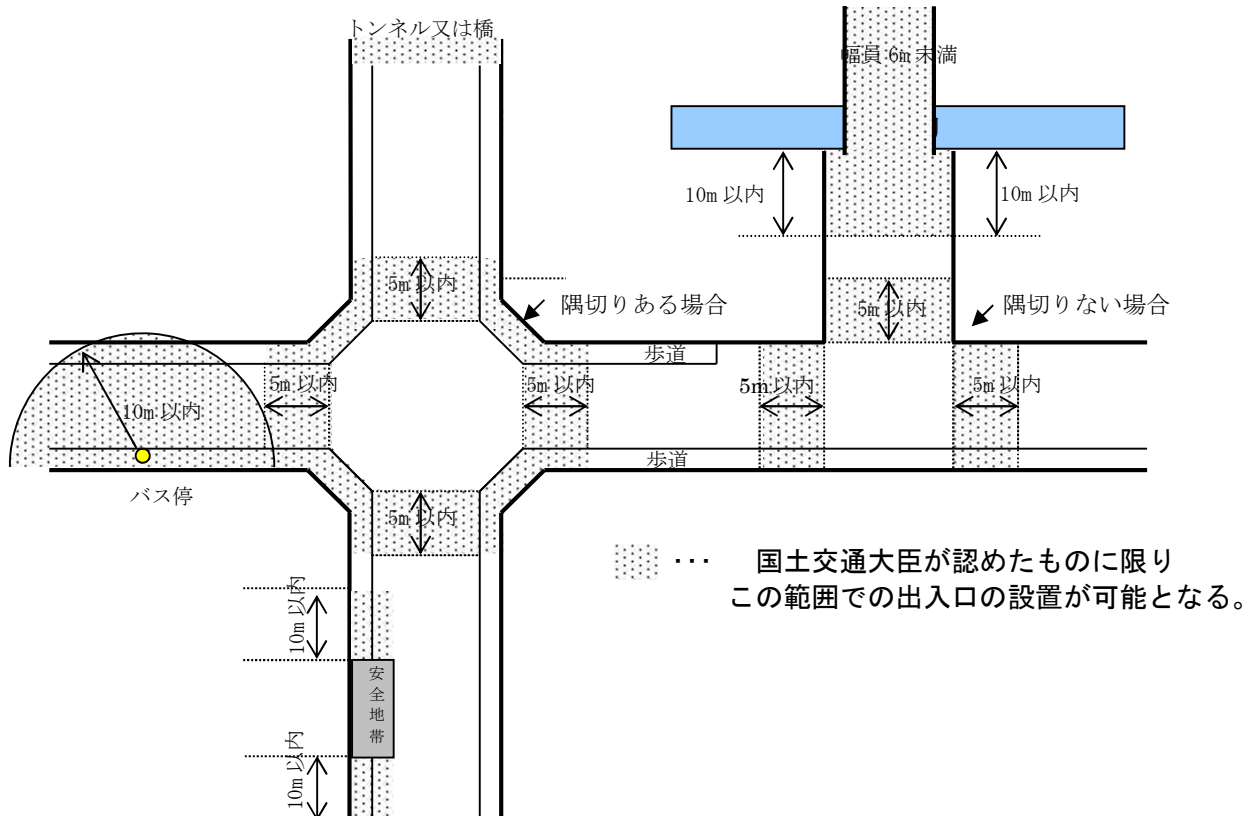
出口付近の道路を通行する者の存在を確認できる範囲



※自動二輪車専用駐車場の場合は1.3m

(3) 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所（法施行令第7条第2項）

通常、道路交通法第44条第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる道路の部分（同条第1号に掲げる道路の部分にあっては、交差点の側端及びトンネルに限る。）、橋及び幅員が6m未満の道路については、駐車場の出入口を設置することはできませんが、道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと国土交通大臣が認めたものに限りこれを設置することができます。



※ 具体的にいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者及び兵庫県公安委員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることとなります。なお、この国土交通大臣の認定手続は、各地方整備局長等に委任されています。

(4) 車路の基準（法施行令第8条）

- 車路の幅員は、5.5m（一方通行の場合は、3.5m）以上で、自動車が円滑にかつ安全に走行できるものであること。自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路の幅員は、3.5m（一方通行の場合は、2.25m）以上であること。
- 建築物である車路の構造は、次の条件を充たすこと。
 - ・はり下の高さは、2.3m以上であること。
 - ・屈曲部は、5m以上の内のり半径で回転できる構造であること。
 - ・傾斜部の横断勾配は、17%を超えないこと。
 - ・傾斜部の路面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。

(5) 建築物である場合の高さ等の基準（法施行令第9条～14条）

- 駐車の用に供する部分のほり下の高さは2.1m以上であること。
- 避難階段又はこれに代わる設備を設けること。
- 給油所等の火災の危険のある施設を付置する場合は、防火区画を設けること。
- 直接外気と交換できる換気装置（床面積1㎡につき毎時14㎡以上のもの）を設けること。
ただし、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものについては、この限りでない。
- 次に定める照度を保つ照明装置を設けること。
 - ・自動車の車路の路面 10ルクス以上
 - ・駐車の用に供する部分の床面 2ルクス以上
- 自動車の出入及び道路交通の安全確保に必要な警報装置を設けること。

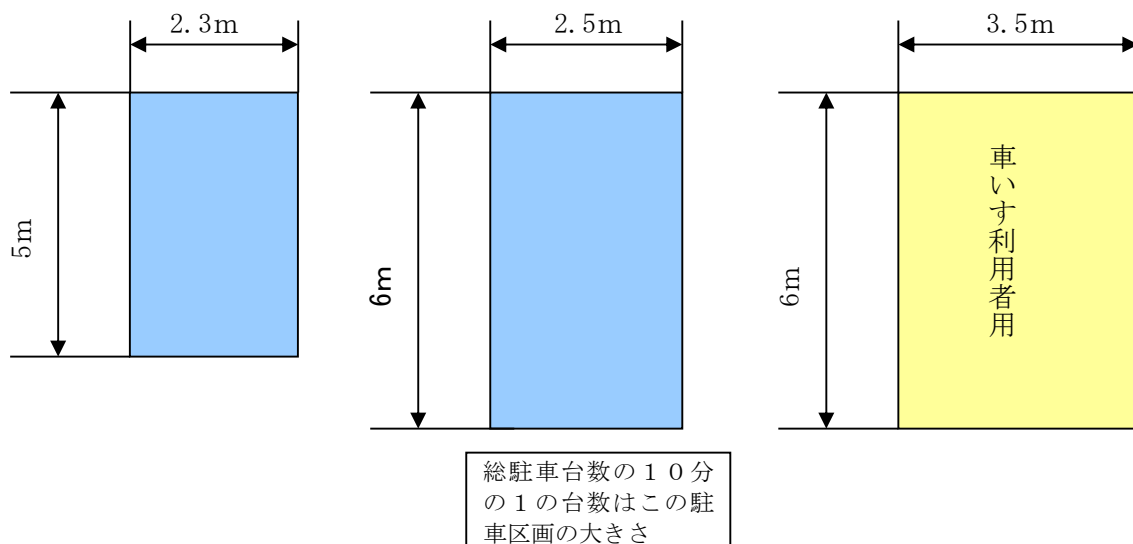
5 駐車区画

駐車区画の大きさについて法上の定めはないが、別途、尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例において規定があるので留意すること。

【参考】 駐車区画の大きさ

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成3年2月）においては、駐車区画1台の大きさは、幅2.3m以上、長さ5m以上とし、設置台数が10台以上の場合は、1割以上は幅2.5m、長さ6mの普通車に対する駐車区画とするように定めています。

また、いずれの場合においても最低1台以上は、幅3.5m以上、長さ6m以上の車いす利用者用の駐車区画とするように定めています。



第2章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場設置（変更）の届出

(1) 特定路外駐車場とは

第1章1(1)の路外駐車場で、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもののうち、道路附属物としての駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に附属する駐車場を除いたものです。（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）第2条第13項）

(2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場の届出

路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する省令で定める基準に適合させなければなりません。（バリアフリー新法第11条）（第2章3(1)～(3)参照）

(3) 特定路外駐車場設置（変更）の届出

特定路外駐車場を設置する場合、または、既設の駐車場を変更した結果、特定路外駐車場となる場合は、バリアフリー新法に基づき設置の届出が必要ですので、第1章1(3)の路外駐車場の届出に、第2章2(1)②の書類を添付してください。（バリアフリー新法第12条）

2 バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場設置（変更）の届出関係

(1) 設置の届出

第1章1(3)の路外駐車場の届出に、当該届出書に規則で定める書面を追加で添付して届け出てください。

① 届出時期

特定路外駐車場の新設又は既存駐車場から用途変更の場合は、建設又は用途変更の工事の着手前に届け出てください。

② 届出に必要な書類

第1章1(3)の路外駐車場の届出に、第2号様式、特定路外駐車場チェックリス及び平面図（特定路外駐車場（車いす用駐車施設含む）の区域及び車いす用駐車施設からの出入口までの経路を記載）を添付。（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施工規則（以下「バリアフリー新法規則」という。）第7条第2項）

(2) 設置の届出事項の変更

第2章2(1)及び(2)の設置の届出と同様となります。ただし、変更の届出書に添付する図面は、変更しようとする事項に係る図面のみとなります。（バリアフリー新法規則第7条第1及び2項）

3 特定路外駐車場の構造及び設備基準

(1) 車いす使用者用駐車施設

① 車いす使用者用駐車施設の設置

特定路外駐車場には、車いす使用者用駐車施設を1箇所以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のため

めの駐車場についてはこの限りでない。(移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(以下「省令」という。)第2条第1項)

② 車いす使用者用駐車施設の基準

車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。(省令第2条第2項)

ア 幅は350cm以上

イ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示。

ウ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 車いす使用者用駐車施設からの経路

① 車いす使用者用駐車施設からの経路の設置

車いす用施設から出入口までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。(省令第3条第1項)

② 路外駐車場移動等円滑化経路の基準

路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。(省令第3条第2項)

ア 経路上に段を設けないこと。(傾斜路を併設する場合はこの限りでない。)

イ 経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。

ウ 経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

(イ) 幅は120cm以上とすること。

(ロ) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

エ 経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

(イ) 段に代わって設置している傾斜路の場合、幅は120cm以上とすること。

(ロ) 段に併設している傾斜路の場合、幅は90cm以上とすること。

(ハ) 勾配は1/12(高さが16cm以下のものについては1/8)を超えないこと。

(ニ) 高さが75cmを超え、かつ勾配が1/20を超える場合、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

(ホ) 次の条件に該当する傾斜路がある部分に手すりを設けること。

・勾配が1/12を超える傾斜

・高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜

(3) 特殊の装置

① 特殊の装置の設置の場合

特殊の装置を用いる場合、国土交通大臣がその装置が特定路外駐車場の構造及び設置基準と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。(省令第4条第1項)

第3章 福祉のまちづくり条例

1 福祉のまちづくり条例に基づく路外駐車場等建築等（変更）の届出

(1) 路外駐車場等とは

自動車駐車場その他の自動車の停留又は駐車のための施設であつて、一般公共の用に供されており、かつ、停留又は駐車のために供する部分の面積の合計が500㎡以上の規模のものをいいます。（福祉のまちづくり条例施行規則（以下「県条例規則」という。）第2条第1項の別表第1及び第7条第1項）したがって、特定施設（福祉のまちづくり条例（以下「県条例」という。）例第1条第5項参照）等に附属する駐車場は該当しません。

(2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場

路外駐車場等を設置しようとする者は、県条例規則で定める「特定施設整備基準」（県条例規則別表第3参照）（以下「県基準」という。）を遵守しなければなりません。（県条例第14条、県条例規則第6条）

(3) 路外駐車場等建築等（変更）の届出

路外駐車場等を設置する場合は、工事に着手する日の30日前までに、県条例に基づき設置の届出が必要です。（県条例第15条、県条例規則第7条）

2 県条例に基づく路外駐車場等建築等（変更）の届出関係

(1) 設置の届出

路外駐車場等を設置しようとする者は、あらかじめ、路外駐車場等の内容を届け出なければなりません。

① 届出時期

工事に着手する日の30日前までに届け出てください。

② 届出書類

届出部数 正本1部、副本1部

③ 届出に必要な書類（県条例規則第7条第1項及び第2項）

必要図書	
1	路外駐車場等建築等（変更）届（様式第2号）
2	方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
3	障害者が利用できる駐車区画を明示した駐車場の平面図
4	その他必要と認める図書

(2) 設置の届出事項の変更（県条例第17条、県条例規則第8条）

届出内容に変更が生じた場合は、第3章2(1)の手続きと同様となります。
ただし、次の掲げるものに該当した場合は不要です。

- ・特定施設の規模の変更のうち、県基準の適用の変更を伴わないもの
- ・高齢者等の安全かつ快適な特定施設の利用の見地から支障がないと認められる変更

3 路外駐車場等建築等の構造及び設備基準

(1) 駐車場の外部出入口等までの経路

駐車場内の通路の構造及び設備基準は県基準の「9 敷地内の通路」をご確認下さい。

(2) 駐車場等の構造及び設備基準

県基準の「10 駐車場」に掲げる車椅子利用者利用駐車施設を1以上設ける必要がありますので、県基準をご確認下さい。

4 工事完了届

(1) 工事完了の届出

第3章2(1)の設置の届出及び(2)の変更の届出をした者は、当該届出に係る路外駐車場等の工事を完了したときは、速やかに、その旨を届け出なければなりません。(県条例第18条、県条例規則第9条)

また、届出の内容で施工されているか供用開始前までに検査を行うので、担当者と検査日の調整をしてください。

① 届出時期

工事完了後、速やかに届け出てください。

② 届出書類

届出部数 正本1部

③ 届出に必要な書類

	必要図書
1	路外駐車場等工事完了届（様式第5号）
2	第3章2(1)及び(2)の届出の内容が確認できる写真

駐車場法 抜粋

(昭和三十二年五月十六日法律第百六号)

最終改正：平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 三 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。
- 四 自動車 道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。
- 五 駐車 道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

(中 略)

(構造及び設備の基準)

第十一条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

(設置の届出)

第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(管理規程)

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 路外駐車場の名称
- 二 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

- 三 路外駐車場の供用時間に関する事項
- 四 駐車料金に関する事項
- 五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

(休止等の届出)

第十四条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。

(路外駐車場管理者の責務)

第十五条 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 路外駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第十六条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

(助成措置)

第十七条 略

(立入検査等)

第十八条 都道府県知事等は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正命令)

第十九条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

駐車場法施行令 抜粋

(昭和三十二年十二月十三日政令第三百四十号)

最終改正：平成二四年二月三日政令第二六号

(適用の範囲)

第六条 この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに適用する。

(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分

ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分

ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

ニ 橋

ホ 幅員が六メートル未満の道路

ヘ 縦断勾配が十パーセントを超える道路

二 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車のために供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とすること。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のため

めの部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。） 一・三メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分 二メートル

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 道路交通法第四十四条第一号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分（同条第一号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。）

二 橋

三 幅員が六メートル未満の道路

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第一号に掲げる道路の部分（トンネルを除く。）又は同項第三号に掲げる道路に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

（車路に関する技術的基準）

第八条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

一 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。

二 自動車の車路の幅員は、イからへまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからへまでに定める幅員とすること。

イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 二・七五メートル（前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分（以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。）の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七五メートル）以上

ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分（イに掲げる車路の部分を除く。） 三・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル）以上

ハ その他の自動車の車路又はその部分 五・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル）以上

三 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。

イ はり下の高さは、二・三メートル以上であること。

ロ 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。）は、自動車を五メートル以上の内法半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法半径で回転させることができる構造）であること。

ハ 傾斜部の縦断勾配は、十七パーセントを超えないこと。

ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(駐車のために供する部分の高さ)

第九条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車のために供する部分のほり下の高さは、二・一メートル以上でなければならない。

(避難階段)

第十条 建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のために供する部分を設けるときは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。（防火区画）

第十一条 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。）によつて区画しなければならない。

(換気装置)

第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立法メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

(照明装置)

第十三条 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

- 一 自動車の車路の路面 十ルクス以上
- 二 自動車の駐車のために供する部分の床面 二ルクス以上

(警報装置)

第十四条 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

(特殊の装置)

第十五条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

第二節 駐車料金等

(駐車料金の額の基準)

第十六条 法第十三条第三項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- 二 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
- 三 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

(供用時間等の明示)

第十七条 法第十二条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

第三章 特定用途

(特定用途)

第十八条 法第二十条第一項 後段の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場とする。

駐車場法施行規則 抜粋

(平成十二年十一月二十四日運輸省・建設省令第十二号)

最終改正：平成二十三年一月二六日国土交通省令第一〇二号

(路外駐車場に関する届出書及び添付図面)

第一条 駐車場法（以下「法」という。）第十二条の規定による届出は、別記様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 一 路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）
 - ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令（以下「令」という。）第七条第一項に規定する道路の部分及び橋
- 三 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺二百分の一以上の各階平面図並びに二面以上の立面図及び断面図

(路外駐車場に関する管理規程)

第二条 法第十三条第二項第三号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。

- 2 法第十三条第二項第四号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。
- 3 法第十三条第二項第五号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

第三条 法第十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
- 二 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

(権限の委任)

第四条 法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 一 法第四条第三項の規定により意見を述べ、及び同条第四項の規定による通知を受理すること。
- 二 令第七条第二項の規定により認定をし、並びに同条第三項の規定により道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、並びに道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴くこと。
- 三 令第十五条の規定により認定をすること。

道路交通法 抜粋

(昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
- 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 抜粋

(平成十八年六月二十一日法律第九十一号)

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 3 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であつて、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場(以下この条において「新設特定路外駐車場」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場(新設特定路外駐車場を除く。)を路外駐車場移動等円滑化基準(前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

(特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしななければならない場合にあつては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

抜粋

(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十号)

(特定路外駐車場の設置等の届出)

第七条 法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ 特定路外駐車場の区域

ロ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設(移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十二号)第二条第一項に規定する路外駐車場車椅子使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。)、路外駐車場移動等円滑化経路(同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。)

その他の主要な施設

2 法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺二百分の一以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 抜粋

(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十二号)

(趣旨)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条第一項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法（昭和三十二年法律第六号）、駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）及び駐車場法施行規則（平成十二年／運輸省／建設省／令第十二号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(路外駐車場車いす使用者用駐車施設)

第二条 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
- 二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- 三 次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(路外駐車場移動等円滑化経路)

第三条 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
- 二 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
- 三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- 四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾こう配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
 - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設け

ること。

- ニ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(特殊の装置)

第四条 前二条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

福祉のまちづくり条例 抜粋

(平成四年十月九日条例第三十七号)

最終改正：平成三十年三月二十二日条例第二十七号

(定義)

- 第1条 この条例において「高齢者等」とは、高齢者、障害者その他心身機能の低下した者、妊婦、乳幼児を同伴する者その他の日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける者をいう。
- 2 この条例において「公益的施設」とは、社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、購買施設、公共の交通機関の施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。
- 3 この条例において「公共施設」とは、道路、公園その他の公共の用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 4 この条例において「共同住宅等の施設」とは、共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場で規則で定める規模以上のものをいう。
- 5 この条例において「特定施設」とは、公益的施設、公共施設及び共同住宅等の施設をいう。
- 6 この条例において「特定建築物」とは、特定施設の用途に供される建築物であつて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第2条第16号に規定する特定建築物をいう。
- 7 この条例において「特別特定建築物」とは、特定施設の用途に供される建築物であつて、法第2条第17号に規定する特別特定建築物をいう。
- 8 この条例において「小規模購買施設等の施設」とは、公益的施設に該当しない小規模の購買施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。
- 9 この条例において「公共車両」とは、鉄道の車両及び乗合自動車で規則で定めるものをいう。

(特定施設のあり方)

- 第12条 特定施設は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備されたものでなければならない。

(特定施設整備基準)

- 第13条 知事は、特定施設の構造及び設備の整備について必要な基準（以下「特定施設整備基準」という。）を定めるものとする。
- 2 前項の基準は、次に掲げる事項について特定施設の種類の区分に応じて規則で定めるものとする。
- (1) 車いすで通行できる傾斜路の設置
 - (2) 車いすで通行できる幅員の確保
 - (3) 視覚障害者誘導用ブロックの設置その他の高齢者等の利用に配慮した誘導又は案内の設備の設置
 - (4) 階段の手すりの設置
 - (5) 車いすで利用できるエレベーター、便所及び駐車場の設置
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、高齢者等の利用に配慮すべき事項

(特定施設整備基準の遵守)

- 第14条 公益的施設若しくは共同住宅等の施設の建築、大規模の修繕、大規模の模様替え若しくは用途の変更（用途を変更して、公益的施設又は共同住宅等の施設とする場合を含む。以下同じ。）又は公共施設の新設若しくは改築等（以下「特定施設の建築等」という。）をしようとする者は、特定施設整備基準を遵守しなければならない。

(特定施設の建築等の届出)

第15条 特定施設の建築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定施設の建築等の内容を知事に届け出なければならない。ただし、法令又は第24条の3から第224条の6までの規定により、特定施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとされている事項については、この限りでない。

(指導又は助言)

第16条 知事は、特定施設の建築等の内容が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、当該特定施設の建築等をしようとする者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(特定施設の建築等の内容の変更)

第17条 前2条の規定は、特定施設の建築等の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(工事の完了の届出)

第18条 第15条(前条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定施設の建築等の工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定施設に関する検査)

第19条 知事は、前条の規定による届出に係る特定施設が、特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

福祉のまちづくり条例施行規則 抜粋

(平成五年三月二十六日規則第十五号)

最終改正：令和三年九月二十八日規則第四十七号

(趣旨)

第1条 この規則は、福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(公益的施設)

第2条 条例第1条第2項に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

(特定施設整備基準)

第6条 特定施設整備基準は、別表第3のとおりとする。

2 地形、敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他のやむを得ない理由により特定施設整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、当該基準によらないことができる。

(特定施設の建築等の届出)

第7条 条例第15条（条例第17条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車のために供する部分に、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）及び道路法第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場その他の自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）（以下「路外駐車場等」という。）を除く。）にあつては特定施設建築等（変更）届（様式第1号）、路外駐車場等にあつては路外駐車場等建築等（変更）届（様式第2号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、特定施設（路外駐車場等を除く。）の建築等の届出にあつては第1号から第7号まで及び第9号に掲げる図書、路外駐車場等の設置等の届出にあつては第1号、第8号及び第9号に掲げる図書、特定施設の建築等の変更の届出にあつては当該変更に係る第1号から第9号までに掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図
- (3) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した2面以上の敷地の断面図
- (4) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図
- (5) 縮尺及び屋外から屋内に通ずる出入口（以下「外部出入口」という。）の位置を明示した2面以上の建築物の立面図
- (6) 縮尺及び床の高さを明示した2面以上の建築物の断面図
- (7) 知事が別に定める様式による特定施設の整備の計画を記載した調書
- (8) 障害者が利用できる駐車区画を明示した駐車場の平面図
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(特定施設の建築等に係る軽微な変更)

第8条 条例第17条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定施設の規模の変更のうち、特定施設整備基準の適用の変更を伴わないもの
- (2) 高齢者等の安全かつ快適な特定施設の利用の見地から支障がないと認められる変更

(工事の完了の届出)

第9条 条例第18条の規定による届出は、特定施設（路外駐車場等を除く。）にあつては特定施設工事完了届（様式第4号）、路外駐車場等にあつては路外駐車場等工事完了届（様式第5号）により行わなければならない。

福祉のまちづくり条例施行規則別表 抜粋

別表第1（規則第2条関係）

施設の用途	施設の規模
23 路外駐車場等	自動車の停留又は駐車のために供する部分の床面積の合計500平方メートル以上の規模

別表第3（規則第6条関係）

整備箇所	整備基準
3 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>(1) 高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>イ 次に掲げる公益的施設等にあつては、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>(ア) 病院等</p> <p>(イ) 老人ホーム等（主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。）</p> <p>ウ 視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下同じ。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあつては、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する廊下等の部分</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する廊下等の部分</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける廊下等の部分</p> <p>(2) 高齢者等利用経路を構成する廊下等は、(1)のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けるものであること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であつて、かつ、その前後に高低差を設けないものであること。</p>
4 階段	<p>高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>(2) 踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものであること。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造であること。</p> <p>(6) 蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。</p>

	<p>(7) 側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。</p> <p>(8) 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>
5 傾斜路	<p>(1) 高齢者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>エ 勾配が20分の1を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。</p> <p>(2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上であること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。</p>
9 敷地内の通路	<p>(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>イ 段がある部分は、4の(2)及び(4)から(8)までに掲げるものであること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 5の(1)のウ及びエに掲げるものであること。</p> <p>(イ) 勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路は、(1)のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 3の(2)のアからウまでに掲げるものであること。</p> <p>イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 5の(2)のア及びイに掲げるものであること。</p> <p>(イ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。</p> <p>ウ 排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝蓋を設けるものであること。</p> <p>(7) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(イ) 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。</p>
10 駐車場	<p>(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる車椅子利用者利用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上であること。</p> <p>イ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるものであること。</p> <p>ウ 区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車施設である旨をJIS適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。</p> <p>エ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車施設を設けた</p>

	旨をJ I S適合図を用いて表示し、車椅子利用者利用 駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
--	---